船員に関する特定最低賃金の審議について

- ■国土交通大臣又は地方運輸局長等は、交通政策審議会又は地方交通審議会の調査審議を経て、 船員に適用される特定最低賃金を決定(最低賃金法第35条第3項)
- ■今回は、特定最低賃金が設定されている4業種(内航、旅客、遠洋まぐろ、大型いか釣り) のうち、2業種(内航、旅客)について、公労使委員(各2名)からなる専門部会を設置

全国内航鋼船運航業

海上旅客運送業

7月8日 国土交通大臣から交通政策審議会に諮問

7月26日 最低賃金専門部会を設置〔第114回船員部会〕

第1回(8月19日)

- ・労使の合意は得られず。
- ・次回までに労使間で調整を 行うことで合意

第2回(9月9日)

職員 1,100円UP

〔最低賃金額〕

248,450円 → 249,550円

ただし書の職員※1 1,100円UP

[最低賃金額]

232,000円 → 233,100円

部員 1,100円UP

〔最低賃金額〕

189,850円 → 190,950円

ただし書の部員※2 1,100円UP

[最低賃金額]

180,550円 → 181,650円

第1回(8月20日)

- ・労使の合意は得られず。
- ・次回までに労使間で調整を 行うことで合意

第2回(9月11日)

職員 1,100円UP

[最低賃金額]

245.350円 → 246.450円

事務部職員 1,100円UP

[最低賃金額]

191,250円 → 192,350円

部員 1,100円UP

〔最低賃金額〕

183,900円 → 185,000円

最低賃金専門部会の審議結果の報告及び答申案の審議〔第116回船員部会〕

- ※1 船舶職員養成施設の課程を修了し、勤務期間が一定期間に満たない職員
- ※2 海上経歴が3年未満の部員

最低賃金専門部会委員名簿

1. 全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

庄 司 る り 東京海洋大学学術研究院海事システム工学部門 教授

◎ 野 川 忍 明治大学専門職大学院法務研究科 教授

(関係船員を代表する委員)

平 岡 英 彦 全日本海員組合 中央執行委員 和 田 文 男 全日本海員組合 国内局国内部長

(関係使用者を代表する委員)

青 﨑 長太郎 全国海運組合連合会 理事

山 本 廣 船主団体内航労務協会 専務理事・事務局長

◎専門部会長

2. 海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

石 﨑 由希子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 准教授

◎ 野 川 忍 明治大学専門職大学院法務研究科 教授

(関係船員を代表する委員)

住 成信 全日本海員組合 国内局国内部副部長補

平 岡 英 彦 全日本海員組合 中央執行委員

(関係使用者を代表する委員)

江 口 清 徳 野母商船株式会社 常務取締役

黒 瀬 康 弘 商船三井フェリー株式会社 専務取締役

◎専門部会長